

総務課

環境再生・資源循環局の組織

環境再生・資源循環局 局長

次長

審議官

環境再生・資源循環局の職員数
170人（令和5年5月8日時点）

総務課

- 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する総合調整
- 環境の保全に関する基本的な政策の企画立案・推進
- (廃棄物の排出抑制・適正処理、清掃、資源再利用促進に係るものに限る。)
- 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること 他

循環型社会推進室

- 循環型社会形成推進基本計画に関すること
- 循環型社会白書の作成に関すること
- 循環産業の国際展開に関すること

リサイクル推進室

- 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関する事務のうち、廃棄物の再生に関すること
- 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準、指針、方針、計画の策定等に関すること

廃棄物適正処理推進課

- 一般廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること (資源循環法の適正処理及び処理標準を除く)
- 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準及び規制等
- 所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括 他

浄化槽推進室

- 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関すること

放射性物質汚染廃棄物対策室

- 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理に関すること

廃棄物規制課

- 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること
- 産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること (PCB、支障の除去を除く)
- 廃棄物の処理に関する基準に関すること 他

環境再生事業担当参事官室

- 環境の保全に関する基本的な政策の企画・立案、推進 (事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関することに限る。)
- 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整 他 (事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関することに限る。)

福島再生・未来志向プロジェクト推進室

- 環境再生施策への国民理解等に資する取組の推進
- 環境再生に係る国際協力・広報

災害廃棄物対策室

- 災害廃棄物の適正処理に関すること

不法投棄原状回復事業対策室

- 不法投棄の原状回復

特定廃棄物対策担当参事官室

- 特定廃棄物の適正な処理に関すること (放射性物質汚染対処特措法の第20条に規定する特定廃棄物をいう。)
- (環境再生施設整備担当参事官の所掌に属するものを除く。)

環境再生施設整備担当参事官室

- 中間貯蔵施設の整備及び運営、保全その他の管理に関すること他

PCB適正処理室

- PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関すること

放射性物質汚染対処技術参事官室

- 事故由来放射性物質による環境の汚染の対処に係る技術に関する事務の総括に関すること

令和5年度 環境省予算の概要

(単位は億円)

単位：億円	令和4年度		令和5年度	
	当初予算額	補正予算額	当初予算額	前年度比
【一般会計】				
一般政策経費等	1,487 →うち当局分444 (省予算の30%)	1,002	1,490 →うち当局分445 (省予算の30%)	100%
【エネルギー対策特別会計】				
エネルギー対策特別会計	1,659 →うち当局分355 (省予算の21%)	381	1,913 →うち当局分357 (省予算の19%)	115%
【小計】				
一般会計+エネ特	3,146	1,383	3,403	108%
【東日本大震災復興特別会計】				
(復興庁一括計上)	3,431 →うち当局分3,363 (省予算の98%)	-	3,197 →うち当局分3,126 (省予算の98%)	93%
【合計】				
合計	6,577 →うち当局分4,163 (省予算の63%)	1,383	6,600 →うち当局分3,928 (省予算の60%)	100%

※四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある。

事 項	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	令和3年度 補正予算額
1. 時代の要請への対応～新しい資本主義実現に向けた環境と経済の好循環～			
1-1. 炭素中立型経済社会実現に向けた取組			
(1) 地域・社会インフラ・くらしの脱炭素トランジションの推進			
③ くらしの転換を通じた需要側からの経済社会システムの変革			
食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進（食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費）	152	127	
ファッションロス削減等によるサステナブル・ファッション等の促進 （使用済み製品等のリユース及びサステナブルファッション促進事業）	102	82	
⑤ 地域・社会インフラ・くらしの脱炭素移行に必要な先導技術の早期実証・社会実装の推進			
（新）化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替、金属・再エネ関連製品等の省CO2型リサイクル、地域の廃棄物バイオマスの利活用等の実証（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）【エネ特】	4,672		
1-2. 炭素中立型経済社会と循環経済（サーキュラーエコノミー）の同時達成			
(1) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の加速化			
（新）プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化（プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業）【エネ特】	4,991	0	
（新）化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替、金属・再エネ関連製品等の省CO2型リサイクル、地域の廃棄物バイオマスの利活用等の実証（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）【エネ特】（再掲）	4,672	0	
プラスチック資源循環の推進（プラスチック資源循環等推進事業費）	260	260	5,000
リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務	38	32	
食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進（食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費）（再掲）	152	127	
ファッションロス削減等によるサステナブル・ファッション等の促進 （使用済み製品等のリユース及びサステナブルファッション促進事業）（再掲）	102	82	
(2) レジリエントな廃棄物処理体制の構築			
大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討	333	305	0
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	49,442	49,442	45,628
浄化槽の整備【一部エネ特】	10,413	10,413	500
PCB廃棄物の適正な処理の推進等	4,055	4,138	3,332
産業廃棄物の不法投棄等の原状回復措置の推進（産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金）	72	60	190
デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創成実証事業 （デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業）【エネ特】	235	235	0
1-5. G7日本開催を契機とした世界・アジアのSDGs達成への貢献			
(2) 「アジア・ゼロエミッション共同体構想」の実現等に貢献する途上国の包括的な脱炭素移行支援			
循環産業の海外展開支援基盤整備事業	395	396	
アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金	118	93	
2. 不変の原点の追求～公害や災害を乗り越える地域が共生する社会に向けた取組～			
2-2. 東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組			
(1) 環境再生に向けた取組等の着実な実施			
中間貯蔵施設の整備・管理運営及び県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用の推進等（中間貯蔵関連事業）【復興特】	178,646	198,106	
除去土壌等の適正管理及び原状回復等の実施（除去土壌等適正管理・原状回復等事業）【復興特】	16,929	27,087	
特定復興再生拠点の整備に必要な除染等の実施（特定復興再生拠点整備事業）【復興特】	43,579	44,461	
放射性物質汚染廃棄物の処理等（放射性物質汚染廃棄物処理事業等）【復興特】	72,993	63,776	
(2) 未来志向の復興加速～希望ある未来へのリデザイン～			
「脱炭素×復興まちづくり」の推進（「脱炭素×復興まちづくり」推進事業）【エネ特】	500	500	

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」 変更案の概要

■ 背景・経緯

- 前回変更（平成28年改正）以降、2050カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化。
- 今般「廃棄物処理施設整備計画」が検討時期を迎えていることを踏まえ、整備計画の検討に合わせ、所要の見直しを実施。

■ 主な変更ポイント

- 廃棄物分野における脱炭素化の推進
- 廃棄物処理施設整備の広域化・集約化
- デジタル技術の活用等による動静脈連携
- その他事項
 - ✓ 廃棄物減量化目標等の数値目標は、今後循環基本計画の議論と併せて検討（変更案の数値目標は第4次循環基本計画等で示す目標年度・目標値）
 - ✓ 「プラスチック資源循環の推進」の項目等追加

■ スケジュール

令和5年4月11日	第45回循環型社会部会
4月～5月	意見公募
6月5日	第46回循環型社会部会
6月末	公布予定

循環型社会推進室

1. 循環型社会形成の推進について

(1) 循環型社会形成推進基本計画の策定について

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）第15条の規定に基づき、政府は循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定している。循環基本計画はおおむね5年ごとに見直すこととされており、平成25年5月の第三次循環基本計画閣議決定から5年近くが経過したため、平成30年6月19日に第四次循環基本計画を閣議決定した。構成としては、

1. 持続可能な社会づくりとの統合的取組
（環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上）
 2. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
 3. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
 4. 適正処理の更なる推進と環境再生
 5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築
 6. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
 7. 循環分野における基盤整備
- の7項目に基づき策定した。

これらの方向性の実現に向けて、おおむね2025年における数値目標を設定するとともに、国が講ずべき施策を示している。

地方公共団体におかれても、第四次循環基本計画及び本文に記載した「各主体の役割」のうち「地方公共団体に期待される役割」等を踏まえた施策展開をお願いしたい。

<参考資料>

循環型社会形成推進基本計画

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>

第四次循環型社会形成推進 基本計画の概要

持続可能な社会づくりとの統合的な取組				
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上 				
地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
循環分野における基盤整備				
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 				

	2000年度	2010年度	2020年度	2025年度目標
資源生産性（万円/トン）	25	38	46	49 （+94%）
入口側の循環利用率（%）	10	15	16	18 （+8ポイント）
出口側の循環利用率（%）	36	43	42	47 （+11ポイント）
最終処分量（百万トン）	56	19	13	13 （▲77%）

（ ）内は2000年度比

持続可能な社会づくりとの統合的な取組				
<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">○ 地域循環共生圏の形成 <li style="width: 50%;">○ 廃棄物エネルギーの徹底活用 <li style="width: 50%;">○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 <li style="width: 50%;">○ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 <li style="width: 50%;">○ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 <li style="width: 50%;">○ 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 <li style="width: 50%;">○ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 <li style="width: 50%;">○ 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開 <li style="width: 50%;">○ 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 				
地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題の掘り起こし ・ 実現可能性調査への支援 ○ コンパクトで強靱なまちづくり ○ バイオマスの地域内での利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○ 素材別の取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック戦略 ・ バイオマス ・ 金属(都市鉱山の活用) ・ 土石・建設材料 ・ 太陽光発電設備 ・ おむつリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的・効率的な処理体制 ・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・ 環境産業全体の健全化・振興 ○ 環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・ 空き家・空き店舗対策 ○ 東日本大震災からの環境再生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画 ・ 国民へ情報発信、コミュニケーション ○ 地域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ブロック協議会 ・ 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○ 全国 <ul style="list-style-type: none"> ・ D.Waste-Netの体制強化 ・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・ IT等最新技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・ アジア・太平洋 3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○ 海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・ 災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援
循環分野における基盤整備				
<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">○ 電子manifestoを含む情報の活用 <li style="width: 50%;">○ 人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン） <li style="width: 50%;">○ 技術開発等（廃棄物分野のIT活用） 				

(2) 循環経済工程表の策定及び循環基本計画の見直しについて

循環基本計画においては、2年に1回程度、着実な実行を確保するため、中央環境審議会において、循環基本計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行うこととされている。本計画の点検については、平成30年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」の点検における分野別の点検としても位置付けられており、循環型社会部会において行われる点検の結果概要については、総合政策部会にも報告され、第五次環境基本計画の評価・点検の一環ともなる。

第1回の点検においては、②「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、⑤「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、⑥「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」の3つの重点点検分野の進捗状況について評価及び点検を実施したほか、廃棄物処理分野における新型コロナウイルス感染症への対応についても循環型社会部会で議論の上、報告書として令和2年11月に取りまとめた。

第2回の点検では、③「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」を重点点検分野と設定するとともに、これと密接に関連する分野（①「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、②「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、④「適正処理の更なる推進と環境再生」、⑥「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」など）についても評価・点検を行った。また、重点点検分野以外の第四次循環基本計画記載事項についても、必要な評価・点検を行い、その結果を令和4年9月に循環経済工程表として策定・公表した。循環経済工程表の策定にあたっては、案の事前検討段階から広く国民の意見を反映させるために、パブリックコンサルテーションプロセスとして、令和4年1月18日から2月28日までパブリックコメントを実施したほか、同年3月16日には、幅広い関係主体の参加を得て、第2回点検及び工程表の策定に向けたワークショップをオンライン形式にて開催した。

循環経済工程表では、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するため、2050年カーボンニュートラルを見据えて目指すべき循環経済のあり方を示した。持続可能な社会経済システムを実現するためには、循環経済を実現するとともに、カーボンニュートラルへの移行を同時達成していくことが必要である。我が国の温室効果ガス排出量（電気・熱配分前）のうち、廃棄物分野の排出量である3%を含め、資源循環が貢献できる余地がある部門の排出量は36%と推計される。3R+Renewableの考え方に則り、廃棄物の発生を抑制するとともにマテリアル・ケミカルリサイクル等による資源循環と化石資源のバイオマスへの転換を図り、焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収とCCUSによる炭素回収・利用を徹底し、2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロにすることを目指す。

加えて、循環経済工程表において、プラスチックや金属等の素材ごと、太陽光パネルや衣類等の製品ごと、循環経済関連ビジネス等の各分野における2030

年に向けた施策の方向性を示した。2030年までにプラスチック資源の回収量と廃電子機器等の処理量を倍増させる、2030年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を80兆円以上にする、といった目標を掲げている。

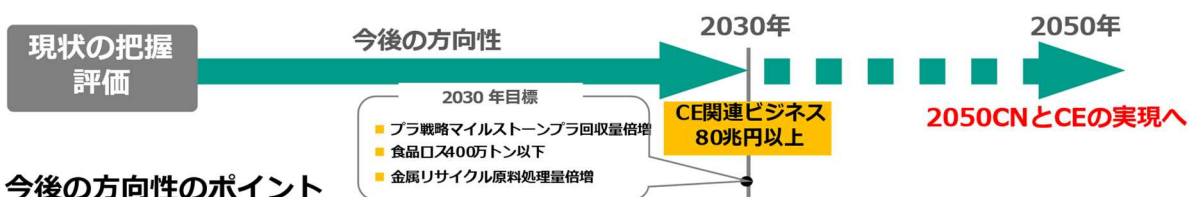
循環基本法第15条の規定に基づき、循環基本計画はおおむね5年ごとに見直すこととされており、平成30年6月に現行の第四次循環基本計画が閣議決定されてから5年近くが経過している。このため、令和5年4月から循環型社会部会において第四次循環基本計画の見直し作業を開始したところであり、令和6年6月頃の次期循環基本計画の閣議決定を目指して議論を進めていく。

循環経済工程表の策定について



背景・経緯

循環基本法に基づき、平成30年に策定した第四次循環基本計画では、2年に1度のペースで施策の進捗点検を行うこととしている。加えて、令和3年策定の地球温暖化対策計画では、**カーボンニュートラル（CN）の実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー；CE）への移行を加速するための工程表**の検討を行うこととしていた。このため、令和3年12月より、中央環境審議会にて計画の進捗点検を行い、点検結果を踏まえた**今後の方向性の部分**を、**令和4年9月に循環経済工程表として取りまとめた**。



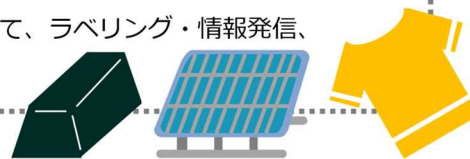
今後の方向性のポイント

1. プラスチック・金属資源：

- ✓ プラスチック資源循環法に基づく3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）を推進。
- ✓ 経済安全保障の観点から、レアメタル等の金属資源の国内外でのリサイクルを推進

2. 太陽光発電パネル：リユース・リサイクルを促進するため、速やかに制度的対応を含めた検討。

- #### 3. ファッション：サステナブル・ファッションの実現に向けて、ラベリング・情報発信、新たなビジネスモデル、環境配慮設計等を推進。



循環経済工程表：<https://www.env.go.jp/content/000071596.pdf>

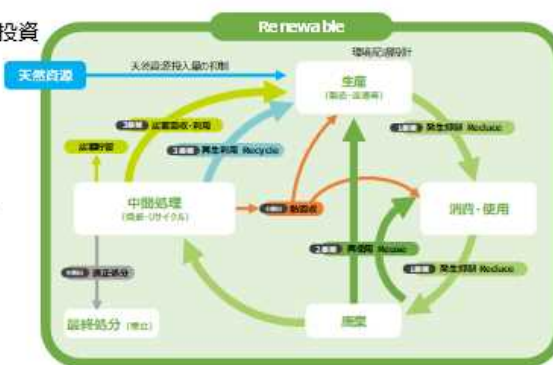
参考資料集：<https://www.env.go.jp/content/000071599.pdf>

2050年を見据えて目指すべき循環経済の方向性



2050年の循環型社会に向けて

- 循環型社会形成推進基本法に基づく3Rと経済的側面・社会的側面を統合した取組
- **循環経済**（価値の最大化、資源投入量・消費量抑制、廃棄物発生最小化）への移行
：本業を含めた経済活動全体の転換、3R+Renewable（バイオマス化、再生材利用等）
- 循環経済アプローチの推進などにより資源循環を進めることにより、**ライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献**
- 全体的な環境負荷削減（生物多様性、大気・水・土壌）
- 循環経済関連ビジネスを**成長のエンジン**に、**GX**への投資
- **経済安全保障**の抜本的強化。
持続可能な社会に必要な物資の安定供給に貢献。
- 地域活性化等社会的課題解決、国際的循環経済体制、
各主体の連携・意識変革・行動変容
- 必要なモノ・サービスを、必要な人に、
必要な時に、必要なだけ提供



循環経済実現時の資源の有効活用の取組

第五次循環基本計画の策定について



背景

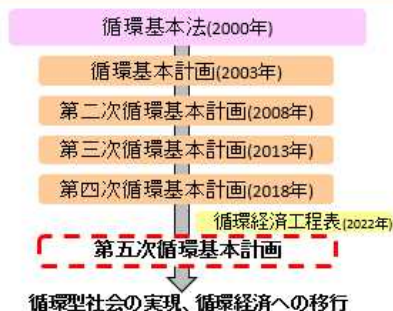
- 循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）は、2000年に制定された循環型社会形成推進基本法に基づき、**循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもの**。
- 計画には、**循環型社会の形成に関する、①施策の基本的な方針、②政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、③その他施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項、を定めることとされている**。
- 現行の**第四次循環基本計画は、2018年6月に閣議決定**。
- 循環基本計画は、**概ね5年ごとに、中央環境審議会による基本計画策定のための具体的な指針に即して作成するとともに、環境基本計画を基本として策定することが必要**。

今後の予定

- **中央環境審議会で先進事例等のヒアリングを実施し、具体的な指針を策定した上で、審議を行う**。
- 次期環境基本計画の閣議決定の見込み（2024年度初め頃）や同計画の検討状況を踏まえつつ、**2024年6月頃の閣議決定を目指して作業を進める**。

具体的なスケジュール（中央環境審議会における審議見直し）

- 2023年
- 4月：循環型社会部会において検討のキックオフ
 - 6月～：先進事例等のヒアリング
 - 9～10月：具体的指針取りまとめ
- 2024年
- 2月：第五次循環基本計画原案取りまとめ
 - 3月：パブリックコメント
 - 6月：第五次循環基本計画の閣議決定（予定）



(3) 積極的な情報発信等による行動喚起の促進

循環型社会の構築には、企業活動や国民のライフスタイルにおいて3Rの取組が浸透し、恒常的な活動や行動として定着していく必要がある。

そのため、国や地方公共団体、民間企業等が密接に連携し、社会や国民に向けて3Rの意識醸成、行動喚起を促す継続的な情報発信等の活動が不可欠。今年6月に公表した「環境・循環型社会・生物多様性白書」では、持続可能な経済社会システムの実現に向けた取組について報告する中で、炭素中立（カーボンニュートラル）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成についてまとめるとともに、循環型社会の形成に向けた廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の現状等について記述している。白書は、環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>）にも掲載しているので、廃棄物・リサイクル関係法の施行状況や各種データとともに学校やコミュニティなどでの循環型社会形成に向けた地域学習・普及啓発のために御活用願いたい。

国民の取組推進に向けた直接的なアプローチとしては、第四次循環基本計画に基づき“限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。”をキーメッセージとした“Re-Style”を展開している。

同事業では、循環型社会のライフスタイルを“Re-Style”と提唱し、資源の重要性や3Rへの共感、行動喚起等を目指したWebサイト（<http://www.re-style.env.go.jp/>）による情報発信と、店頭展開などの取組を平行して実施している。

今年度も、引き続き、消費者向け3R行動喚起事業「選ぼう！3Rキャンペーン」を全国のスーパー、ドラッグストア等にて実施する予定である。

今年度は10月の3R推進月間に合わせて、3R推進全国大会を10月25日に4年ぶりに対面で、秋田県秋田市にて開催する予定である。

今後とも3Rに関する情報発信や態度変容に向けた行動喚起について地方公共団体の御協力をお願いしたい。

※ 3R活動推進フォーラム

我が国でごみゼロ社会作りに取り組んできた「ごみゼロパートナーシップ会議」が、その機能を拡充・発展し、平成18年1月、新たに「3R活動推進フォーラム」として発足した。

同フォーラムは、会員による3Rの取組をさらに進めるほか、会員相互の連携した活動の展開など、幅広い関係者のパートナーシップの下で、国内での3Rと循環型社会づくりの具体的活動を進めるとともに、我が国の経験と成果を世界に向けて発信していくこととしている。上記全国大会のほか、セミナー、3R促進ポスターコンクール、関係団体との各種連携事業、循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰の推薦などを実施している。

すでに全都道府県を含め 77 の地方自治体に同フォーラムに参加いただいているが、自治体会員については、会費を免除しており、これを機に同フォーラム (<https://3r-forum.jp/>) への積極的な参画・協力をお願いしたい。

2. 循環経済・資源効率性に関する国際動向と我が国循環産業の国際展開

(1) 循環経済・資源効率性に関する国際動向

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な地球規模の環境問題にも密接に関係している。循環経済の促進は、資源・製品の価値の最大化、資源投入量・消費量の抑制、廃棄物発生量の最小化等につながり、バリューチェーン全体の循環性及び資源効率性の強化は、三つの地球規模の危機（気候変動、生物多様性の損失、汚染）への対処に貢献する。このため、G7 含め世界各国が一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する循環経済への移行を加速させている。

また、平成 27 年の国連サミットにおいて「2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）として 17 の目標（Goal）が設定された。Goal 12（持続可能な消費と生産）では、その細目として「12.2 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」、「12.5 廃棄物の発生防止、削減、再生利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」等が掲げられており、我が国としても、「SDGs アクションプラン 2023（SDGs 推進本部、2023 年 3 月）」等を踏まえながら、これらの目標達成に向け、取組を加速化する必要がある。

① G7

平成 27 年の G 7 エルマウサミット（ドイツ）では、首脳宣言において資源効率性が取り上げられ、産業界、公的部門、研究機関、消費者等のステークホルダーが優良事例を共有する場として、「資源効率性のための G 7 アライアンス」が設立された。同アライアンスは、議長国が主導してワークショップを開催することとしており、設立以降毎年開催されている。

平成 28 年に開催された G 7 富山環境大臣会合においては、環境大臣コミュニケの附属書として「富山物質循環フレームワーク」が採択され、伊勢志摩サミットにおいて首脳レベルでも支持された。同フレームワークでは、G 7 として「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むこととしている。SDGs 及びパリ協定の実施に向け、国際的に協調して資源効率性や 3R に取り組む強い意志を示した世界の先進事例ともいべき国際的枠組となっている。

令和 5 年 4 月に開催された G 7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合におい

ては、企業の循環経済に関する行動指針を示す「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」が同大臣コミュニケの附属書として採択され、広島サミットにおいて首脳レベルでも支持された。また、大臣コミュニケでは、重要鉱物等の国際的な回収リサイクルの強化、廃棄物分野の脱炭素化に向けた努力の強化、製品の循環性の測定や情報の流通・活用、循環経済や廃棄物管理に関する国際協力の強化等についても合意された。とりわけ、厳しい環境基準を守りかつ効率的なリサイクルが可能な国において、電気・電子機器等からの重要鉱物等の国内外のリサイクルの強化に合意ができたことは、脱炭素社会への移行に不可欠な重要鉱物等の供給増とサプライチェーンの環境負荷削減の観点から意義がある。今後、G7 資源効率性アライアンスを通じた各国での普及やB7（ビジネスセブン）との対話を通じた活用等により、重要な役割を担う民間部門における循環経済及び資源効率性に関する行動強化を促していく。

循環経済及び資源効率性原則（CEREP）

循環経済及び資源効率性に関する 民間企業の行動を促進するための行動指針

策定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> • 2021年のG7気候・環境大臣会合において「<u>循環経済及び資源効率性原則（Circular Economy and Resource Efficiency Principles, CEREP）</u>」の作成を日本が提案し合意 • 2022年のG7気候・エネルギー・環境大臣会合において「<u>ベルリン・ロードマップ</u>」が採択され、CEREPの策定を再確認 • これらを踏まえ、<u>議長国として日本がG7資源効率性アライアンスにおけるCEREPの策定・交渉をリードし、2023年4月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合において採択</u>
背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> • 循環経済・資源効率性の重要性：循環経済・資源効率性の取組は、資源リスク、気候変動、生物多様性の損失、汚染といった世界的な問題とバリューチェーンの持続可能性に対処するために重要なソリューション • 企業・民間セクターの役割：循環経済・資源効率性の取組により、企業が製品や資源を経済の活動の中に可能な限り維持する持続可能なビジネスの重要性が国際社会で認識されている。 • CEREPの目的：企業が<u>循環経済に関するイニシアチブを立ち上げ、行動を強化</u>することを奨励し、<u>政府及び金融セクターとのエンゲージメント</u>や循環経済及び資源効率に関する自主的な行動を促進すること
概要	<ul style="list-style-type: none"> • 循環経済移行及び資源効率性向上に向けた 企業向けの行動指針。具体的には、企業の経営ビジョンや中長期戦略等に循環経済を統合し、気候変動・生物多様性・汚染対策等の戦略と統合した取組を促進し、循環経済への移行に関する リスクと機会を特定し、循環・資源効率性ビジネスへの移行を促進し、情報開示等のガバナンスを強化し、官民を含めセクターを超えた連携・対話等を促進する。

② 循環経済及び資源効率性に関するグローバルアライアンス（GACERE）

令和3年2月に、欧州委員会、国連環境計画（UNEP）及び国連工業開発機関（UNIDO）が主導し発足。世界各国が連携して循環経済及び資源の効率的利用への移行に取り組む体制が構築され、令和5年6月時点で日本を含む17か国・機関が参加している。主な活動は、年1回開催されるハイレベル会合や、循環経済への移行による便益を示したワーキングペーパーの作成である。日本はペルーと共にワーキングペーパー「循環経済とプラスチック」を作成している。

(2) 国際的なプラットフォームの活用

我が国が主導する国際的なプラットフォームである「アジア太平洋3R・循環経済フォーラム」や「アフリカきれいな街プラットフォーム (ACCP)」等を活用し、共通指針の策定等を通じて途上国における循環経済移行や廃棄物管理の取組を促進している。また、当該地域において我が国の優位性のある廃棄物管理等の需要拡大を進め、日本の循環産業の国際展開やインフラ輸出を促進している。

① アジア太平洋3R・循環経済推進フォーラム

「アジア3R推進フォーラム」は、アジアの途上国における廃棄物の適正処理や3Rの推進による循環型社会構築に向けて、各国政府、国際機関等の多様な関係者が協調して取り組む基盤となるべく、平成21年に我が国の提唱により設立された。同フォーラムの下、定期的なハイレベル政策対話の実施、各国の3Rプロジェクト実施に資する国際機関の支援などが進められている。

平成25年にハノイ（ベトナム）で開催された第4回会合では、アジアの持続可能な3R目標を明記した「ハノイ3R宣言（2013-2023年）」が採択され、第8回会合（平成29年）では、アジア・太平洋地域の3Rに関する取組を取りまとめた「アジア・太平洋3R白書」が発表された。第10回会合（令和2年）からはアジア・太平洋地域における循環経済の取組推進を強化すべく、名称を「アジア太平洋3R・循環経済推進フォーラム」に変更した。

令和5年2月にシェムリアップ（カンボジア）で開催された第11回会合では、「廃棄物ゼロ社会とSDGsに向けた主要セクターへの循環経済の導入」を全体テーマとし、アジア太平洋島嶼国38か国の政府関係者をはじめ、国際機関、民間企業、NGOなどから約400名が参加した。本会合においては、愛知県蒲郡市が「循環経済推進の基盤となる官民パートナーシップ」と題して民間企業（メルカリ）との連携によるサーキュラーシティの取組を紹介した。次回の第12回会合（令和6年開催予定）では、「ハノイ3R宣言」の後継としての新たな3R・循環経済の目標の設定及び、「アジア太平洋3R白書」の続編となる「アジア太平洋3R・循環経済白書」の発表を予定している。

②アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）

アフリカ開発会議（TICAD）VIにおける廃棄物セミナー（平成28年）における議論を踏まえ、環境省、国際協力機構（JICA）、UNEP、国際連合人間居住計画（UN-HABITAT）及び横浜市のイニシアティブにより、平成29年4月にアフリカ24か国や国際機関から150名以上がマプト（モザンビーク）に集まり、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」が設立された。令和5年5月時点で、メンバーはアフリカ46か国、170都市に拡大。本プラットフォームは、都市の廃棄物に関する知見・経験の共有や、アフリカやその他の地域における中央政府、地方自治体、研究機関、民間部門などのネットワーキングの促進を行い、廃棄物管理への投資を促し、アフリカ各国における廃棄物管理の政策優先順位を上げることで、SDGsの目標年である2030年に「きれいな街と健康な暮らし」をアフリカで実現させることを目指している。

平成30年6月には、ラバト（モロッコ）で第1回ACCP全体会合を開催し、アフリカの32か国、38都市等から合計250名以上の参加を得て、モロッコにおける廃棄物管理、SDGsの達成に向けたデータ収集や官民連携、アフリカにおけるファイナンス等について議論を行った。

令和元年8月には、TICAD7の公式サイドイベントとして第2回ACCP全体会合を横浜で開催し、アフリカ38か国の参加を含む約400名が参加した。本会合では、「レジリエントな都市の実現に向けた持続可能な廃棄物管理」をテーマに、アフリカ諸国が直面する廃棄物管理の課題に関する発表・意見交換や、アフリカ各国からの参加者にアフリカでの事業展開に関心を有する日本企業を紹介するセッション等を行うと共に、ハイレベルセッションで表明された取組等を踏まえて、本会合の成果文書としてACCPの今後の活動の方向性を示す「ACCP横浜行動指針」が採択され、TICAD7にインプットされた。同指針に基づき、令和3年からは、UN-HABITATがACCP事務局を担い、環境省にてその活動を支援している。

令和4年7月に、第3回ACCP全体会合を完全オンラインで開催し、アフリカ48か国、延べ566名が参加した。第2回ACCP全体会合で採択した「横浜行動指針」の更なる推進に加え、脱炭素移行に向けた、最終処分場の適正管理「福岡方式」（廃棄物処分場の準好気性埋立方式）の普及、またプラスチック廃棄物・医療系廃棄物・電気電子機器廃棄物の削減、適正処理や資源循環の推進を含む、TICAD9までの今後3年間の活動方向性を示す「チュニス行動指針」を採択した。本結果は、同年8月に行われたTICAD8にインプットされた。

今後とも、同プラットフォームを通じ、アフリカ諸国への支援を進めていく予定である。

また、モザンビーク・マプト市の最終処分場においては、「福岡方式」の適

用を含むウレネ最終処分場の安全閉鎖に向けたプロジェクトを実施し、令和2年10月に第1期工事の完工式を実施した。また、令和2年12月に無償資金援助（ウレネ処分場の安全閉鎖にむけた重機の供与）の交換公文が締結され、令和4年7月に供与式典が実施された。これらマプト市・ウレネ最終処分場の安全閉鎖に向けた事業は、ACCPのモデルプロジェクトとして位置づけ、アフリカ各国における福岡方式のさらなる導入拡大につなげていく。

（3）循環産業の国際展開と廃棄物・リサイクル分野における国際協

力

①廃棄物・リサイクル分野のインフラ輸出戦略

途上国では経済成長や人口増加に伴い廃棄物の発生量が急増する一方、適正処理が追い付いていないことから、環境汚染等が深刻化している。我が国は優れた廃棄物管理の制度及び廃棄物管理・リサイクル技術等を有しており、優れたインフラを早期に導入・普及することで途上国の環境汚染・健康被害の低減・解決に貢献している。

内閣官房長官を議長とした経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」（平成29年度改訂版）では、従来からの気候変動の緩和分野に加え、廃棄物分野が位置づけられた。これを踏まえ同年7月に環境省において「環境インフラ海外展開基本戦略」を策定した。

この戦略においては、廃棄物・リサイクル分野における分野別アクションとして、日本事業者による実現可能性調査（FS）支援及びモデル事業、二国間合同委員会を通じた、質の高い技術の導入の環境整備やファイナンスモデルの開発・適用、住民理解形成や廃棄物処理・リサイクル施設の計画・入札・設計・運営に至るまでの研修等を進めることとしている。

さらに平成30年6月には「インフラシステム輸出戦略（平成29年度改訂版）」に基づき、環境分野及びリサイクル分野の海外展開戦略を策定するとともに、同日には「インフラシステム輸出戦略（平成30年度改訂版）」も決定された。更に令和2年12月には、新型コロナウイルスの感染拡大や、今後の世界全体でデジタル化や脱炭素化が加速することを踏まえ、従来とは異なるインフラニーズに対応することを目的とした「インフラシステム海外展開戦略2025」が決定された。

これらの戦略の一環として、民間企業の更なる海外展開を後押しするべく、環境インフラの海外展開に積極的に取り組む民間企業や各関係者の活動を支援する「環境インフラ海外展開プラットフォーム（JPRSI）」が令和2年に設立された。

令和3年6月には二国間クレジット制度（JCM）を通じて、廃棄物発電施設を含む環境インフラの海外展開を促進するため「脱炭素インフライニシアティブ」が策定され、令和12年度までに官民連携でGHG排出削減量累計1億トン程度（事業規模最大1兆円程度）を目指すことが盛り込まれている。

令和5年3月、岸田内閣総理大臣は、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の新たなプランを発表し、ASEAN等の途上国に対して、廃棄物管理インフラ及び循環経済移行への協力を進めていくことが盛り込まれた。

今後、こうした戦略等を基に、我が国の質の高いインフラの海外展開を進め、途上国の環境改善促進に貢献していく。

② 廃棄物・リサイクル分野における国際協力

環境省では、インフラ輸出戦略等を踏まえ、我が国の循環産業の海外展開支援のため、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル等に係る制度・技術・経験をベースに、制度・技術・人材育成等をパッケージで支援しているところ。現在はインドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、サウジアラビア及びカタールとの間で、政策対話や廃棄物管理合同委員会、ワークショップ等を毎年実施している。

環境省が実施する訪日研修としては、我が国循環産業海外展開事業化促進のための研修に、アジア、アフリカ諸国等世界各国より、平成23年度から令和4年度にかけて合計延べ698名が参加した。

また、アジア地域の途上国においては、環境省ハイレベルによる政策協議に加え、展示会、ビジネスマッチング及びセミナーといった一連のイベントを一体的に開催する「ジャパン環境ウィーク」を実施し、環境インフラのトップセールスを通じて、両国の環境分野のビジネスチャンスの効率的かつ効果的な創出を図っている。これまで、ミャンマー（平成30年1月）、ベトナム（平成31年1月）、タイ（令和2年1月）、インドネシア（令和3年）、フィリピン（令和4年3月）及びインド（令和5年1月）で開催している。福島市、横浜市、川崎市、富山市、大阪市、北九州市、福岡市等からは、都市間連携など各都市の取組が紹介された。

さらに環境省では、廃棄物・リサイクル分野の国際協力として、JICAによる開発途上国への専門家派遣、開発途上国からの研修員の受入れ、JICAの実施する調査等についても必要な協力を行っている。

アジア・アフリカをはじめとした開発途上国においては、我が国の地方公共団体が有する、廃棄物処理計画等の計画策定や住民の合意形成等に関する経験やノウハウの共有が強く求められている。また、我が国循環産業の海外展開支援のためには、国家間の協力、事業者による努力だけでなく、地方公共団体の取組の共有及び相手国との地方公共団体間連携を図っていくなど、様々な

セクターで統合的に取り組むことが非常に有効である。このため、環境省は、令和元年に廃棄物管理分野に関する地方公共団体による国際協力推進ネットワークの検討を開始した。令和4年度は、会員向けに国際協力に資するコンテンツを提供する Web サイトを立ち上げるとともに、地方公共団体間の意見交換会、職員向けの国際協力研修を実施した。国際推進ネットワークへの参加は随時受け付けており、今後とも各自治体の御参加・御協力をお願いしたい。

3. 大阪湾フェニックス計画について

都府県の区域を越えた広域的な最終処分場を港湾区域内の海面に整備する広域廃棄物埋立処理場計画（フェニックス計画）を国土交通省と共同で推進している。

近畿圏においては、2府4県にまたがる「大阪湾フェニックス計画」が推進されており、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）において、平成元年度から広域処理対象区域（現在 169 市町村を指定）内で排出される廃棄物の最終処分を行っている。近畿2府4県において発生する一般廃棄物の最終処分量の約6割、産業廃棄物の最終処分量の約3割を受け入れ、近畿圏における廃棄物の安定的な処分のため重要な機能を果たしている。

令和4年度末には、現在稼働している4つの処分場の計画容量の約8割を超え、新たな埋立処分場の確保が課題となるなか、フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業実施に向け検討を進めている。

災害廃棄物の受入れについては、平成7年の阪神・淡路大震災による災害廃棄物約280万トン、平成16年の台風23号による災害廃棄物を兵庫県下4市町から約2,400トン、平成25年の淡路島地震による災害廃棄物約2万6,000トンを受け入れており、災害復興にも大きく貢献している。今後、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合の広域的な廃棄物処理体制について検討を進めていく中で、災害廃棄物の処分場等の確保という観点も踏まえ、海面処分場の役割に対する社会的要請を考慮する必要がある、令和元年度から大阪湾圏域における大規模災害に備えた廃棄物処理業務継続のための計画、減災対策、連携協力体制等の基本条件の検討を行っている。

今後も引き続き、廃棄物の圏域外への広域移動を抑制しつつ、廃棄物の発生抑制、減量化を図るなどにより可能な限り処分場の延命化に努める必要があるため、関係府県におかれては管下市町村等関係機関に対する積極的な指導及び本事業への協力をお願いする。